## 第13回産業統計部会議事録

- 1 日 時 平成 20年 12月 24日 (水) 14:00~16:30
- 2 場 所 総務省第2庁舎 6階特別会議室
- 3 出席者 舟岡部会長、美添部会長代理、椿臨時委員、佐藤専門委員、納口専門委員、本間専門委員、審議協力者(総務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、千葉県、静岡県)、諮問者(會田総務省統計審査官)、調査実施者(木村農林水産省センサス統計室長)他
- 4 議 題 2010年世界農林業センサスの計画について

## 5 議事録

舟岡部会長 ただいまから第13回産業統計部会を開催します。

本日の議題は、前回に続いて「2010年世界農林業センサスの計画について」の審議についてであります。

前回の部会審議において指摘のあった調査事項、集計結果表について、今回部会までに 実施者で改めて検討していただくこととなっていましたが、最初に、その結果に基づいて 審議することとします。次いで、残りの論点である集計事項、調査時期などについて御審 議をお願いいたします。

それらの審議が完了した後、事前に皆様には「答申の骨子(案)」をお示ししてあるかと思いますが、それに対する皆様からの御意見を踏まえて、私で整理した「答申(案)」について、本日の審議の結果を反映させながら、御検討をお願いしたいと考えています。

なお、出口委員、引頭専門委員、小田切専門委員は、今回は御欠席です。

本日の配付資料及び前回部会の結果概要について、また、第 17 回統計委員会の結果概要について、會田統計審査官から説明をお願いします。

會田総務省統計審査官 まず、本日お配りしている資料でございますが、議事次第の次に、資料1としまして、前回の産業統計部会の議事概要。資料2としまして、前回、御指摘いただいた事項に対する回答ということで、農林水産省が作成した資料でございます。 その2点でございます。

続きまして、前回の部会の審議概要と、今週月曜日に行われました第 17 回統計委員会での部会報告に対する主な意見の方を御報告させていただきます。

まず、資料 1 をご覧いただきたいと思います。これは 12 月 12 日、前回部会の議事概要でございます。概要の方をさらっとおさらいしていきますと「 5 概要」の(2)から始めたいと思います。

まず「農林業経営体」と「事業所」の定義の相違等についてということで、いろいろ農

林水産省の方から説明が行われ、議論が行われました。

その結果、次の段落に書いてありますように、農業生産を自給向けに行っている客体が含まれること。農林業経営体には、いわゆる自給のものが含まれるということ。それから、法人化しておらず、代表者が毎年交代するような集落営農といったものも農林業経営体には入るけれども、事業所には入らないというところで、完全に一致するものではないということで整理されました。

続きまして、各論点について、議論が行われました。(3)のところで、まず ということで「調査体系」につきましては「農村集落調査」、これは承認統計調査で農林業センサスが行われた年の秋、11月に行われた調査でございますが、今回、これを統合する。併せまして、農業集落のコミュニティ活動を農林業センサスの方の農業集落調査で捉えるということの調査体系については妥当とされました。

それから「調査方法」につきまして、市区町村調査を職員調査から郵送調査に変更し、 農業集落調査を職員調査から調査員調査に変更することについても妥当とされました。

続きまして、インターネット申告の併用につきましては、黒ポツの2つ目で、農林業経営体調査においてインターネット申告も可能とすることについては、費用対効果等の検討が必要であるため、今後十分な検討が必要であるといった意見も出されまして、審議の結果、市区町村調査におけるインターネット申告の併用、eメールで送るとか、そういったものは妥当とされ、農林業経営体調査の方については、次回調査において検討することが必要であると整理されました。

の「調査事項」以降についてでございますが、最初にアの「農作業の委託」に関する調査事項の廃止につきましては、要約すると、2ページに出ております5種類の御意見が出まして、高齢化の関係から把握することが必要ということ。あと、小規模農家では外部依存は部分的な作業委託よりも農地をそもそも貸してしまって任せてしまう。そういうふうに移行しているので、委託を調査する意義は低くなっている。そういったいろいろな御意見が出まして、審議の結果、農作業の委託の廃止については、農林業センサスを産業統計として整備する中で、委託の状況の把握をやめることに疑問があるとの意見が多かったことから、次回部会までに再検討を行うことにされました。

イのところで「林業作業の委託」につきましては、黒ポツで3つぐらいに要約されておりますけれども、受託側の情報だけでは、放置された山林が多い地域かどうか把握できなくなるということで、この辺は農作業の委託と同じような観点からの疑問がございます。ただ、林業作業の委託については、本センサスでは、放置された森林のストックを把握する仕組みとはそもそもなっていない。林業作業の1年間に限った委託をベースに調査しても、問題が更に解明されるわけではないということで、そんな意見がございまして、審議の結果、林業作業の委託等の廃止・簡素化は、やむを得ないが、ユーザーの利便性を考慮した代替情報の提供を検討することが必要とされたということでございます。

ウのところで「農作物の作付け面積」の把握方法の簡素化については、妥当とされました。

工のところで「農産物の販売金額」等の把握方法の変更。今回、実額の記入を階級別の選択に変えておりますけれども、これについては、一定規模以上については実額記入とすべきではないか。販売金額の大きいところを一くくりでまとめてしまうと中身が分からなくなってしまうのではないか。それから、次回のときの階級区分の設定にも必要ではないかということで、一定規模以上の階層における実額記入の可否について、次回部会までに再検討を行うということになりました。

オのところで「出資金等の提供状況」に関する調査事項の追加の妥当性、それから「流通(販売先)の状況」に関する調査事項の追加の必要性につきまして御議論をいただきました。そこの黒ポツで、3ページまで7つぐらいありますけれども、御意見が出ました。審議の結果、流通(販売先)の状況につきましては、農業における高付加価値の取組を把握する上で重要との意見が多かったことから、把握の可否について、次回部会までに再検討すること。また、併せまして、前回一本化しました農林業経営体調査の調査票については、法人組織については個人の農家と取るべき情報が違うのではないかということで、情報が新たに必要になってきたことを踏まえ、次回調査以降、どのような把握が適当か検討することが必要とされたと整理されました。

カのところで、市区町村調査における「在村・不在村別私有林面積」に関する調査事項の廃止につきましては、不在村者の山林所有は最大の政策課題の一つとなっており、何らかの方法で把握ができないかということ。あと、行政記録の活用などによる把握の検討をするのがよいのではないかという御意見が出まして、審議の結果、どのような把握が適当か、次回部会において再度議論を行うこととされました。

キのところで、農業集落調査における農業集落単位の中で「総戸数」に関する調査事項が今回追加されておりますが、これについての御議論をいただきました。農家と農家以外の世帯の混住化が進んでいる中で農業集落の総戸数を把握できるのかどうかというような疑問。国勢調査の調査区とかなりマッチングする結果が出ているので、その国勢調査の結果を利用すればできるのではないか。それから、農業集落の調査で聞くときの農業集落精通者ということで「区長」というものを候補とされているので、そこでは明確に把握しているのではないかというような御意見が出まして、審議の結果、総戸数の把握の可能性を検討した上で、次回部会において適否を判断することになりました。

クのところで「耕地面積」に関する調査事項については、以下の意見がございました。 農林業経営体で一つひとつのところで耕地面積を取っているので、それを集めれば農業集落ごとに分かるのではないかという意見がありましたが、農林業経営体調査の方では、いわゆる属人主義、属人調査で取っているので、そこの耕地を持っているか、持っていないかがあるということで、属地調査に関しては農業集落調査でやらないと分からないのではないかということで、これについては妥当であるとされました。

以上が前回の部会の報告でございます。

それから、資料ではお配りしておりませんが、今週月曜日に統計委員会の方に部会の報告をしましたときに委員の方から幾つか意見が出ておりましたので、それを紹介させてい

ただきます。

1つ目は、今回、調査事項が大幅に簡素・合理化しているということで、調査客体の負担軽減の観点からやむを得ないということ。それから、農林水産省の調査にかけるリソースの減少があるので、やむを得ない選択なのかもしれない。

2つ目は、ここまで簡素化せざるを得ないというのはどうなのか。今後、地方公共団体が農業に関する施策を的確に判断できる情報を提供できるのか、統計の視点から見ると心配であるという御意見がございました。

3つ目としては、統計体系の中で必要とされる点と、具体的な施策のために必要とされる点は、必ずしも一致しない面がある。施策のために必要な調査事項は各省が判断するという面もありますけれども、センサスみたいな基本的な統計調査では、施策によって調査内容が変わっては困る面もあるので、基本的なところは押さえていかなければいけないのではないかという御意見がございました。

4つ目としては、2010年センサスは他の産業統計と比べると簡素化し過ぎてしまっているのではないか。情報が取れなくなるのではないかと心配であるという御意見。

5 つ目としては、調査事項の削減で、調査客体の負担といいますけれども、農林水産省の負担軽減という観点ではないか。そういうことで使うのであれば、客体負担の軽減という言葉は安易に使わない方がいいのではないかというような御意見が出ました。

以上でございます。

舟岡部会長 どうもありがとうございました。

ただいま説明のあった産業統計部会の結果概要と統計委員会における主な意見の概要 について、御質問等はございますか。よろしいでしょうか。

それでは、審議に入ります。

まず、前回の部会において、農林水産省に再度の整理をお願いした事項が幾つかありますので、それぞれについて、農林水産省から説明をいただいた後、審議を行うことといたします。

なお、農業と林業を併せて行う農林業経営体に係る集計結果表に関しては、「集計事項」 に関する論点と併せて、後ほど審議を行うことといたします。

最初に「農作業の委託」について、農林水産省から説明をお願いします。

秋山農林水産省センサス統計室調整官 それでは、お手元の資料にございますとおりで ございまして「農作業の委託についての項目を削除することについて」でございます。

別紙 1 が 2 ページに付いておりまして、1995 年から 2005 年までのセンサスの委託に関わる項目の削減について、そこに載せてございます。

95年センサスでは「水稲作、麦作、その他の作物」について、委託の実面積なり委託先について把握してきたところでございます。

2000年センサスでは、そこからまた販売農家と自給的農家に分けて調査を実施したわけでございまして、自給的農家は委託についての項目を削除しております。また、販売農家については、委託の取組の有無のみということで簡素化してきております。

2005年センサスでは、大半を占める水稲作についてのみ、しかも取組の有無だけを継続して把握するということで、麦作とかその他の作物は取組の有無を削除しております。

こういったように、委託については、この間、農作業の受託がどんどん進んできている ということで、受託側の経営を拡大してきている。いわゆる担い手が注目されてきたこと によりまして、委託については調査項目を縮小してきたということでございます。

それから、先ほど申し上げたとおり、自給的農家を 2000 年センサスにおいて項目を削除したことから、調査を実施していない自給的農家もあるということで、既に委託の全体像を把握することはできない状況になっているということが 2 点目でございます。

3点目は、センサス結果のさまざまな分析がいろいろとなされているところでございますが、また当室においても、組替え集計の依頼なども来ておりますが、そういった中には委託についての情報についての依頼は全くないのが現状でございます。そういった意味で、農作業の受託面積のデータが多く使われておりますが、委託結果を利用した分析はほとんどないのも現状でございます。

4点目に、これまでのセンサス結果から、農作業の委託から農地の貸借への移行が進んでいて、農作業の委託の状況の把握の必要性が低下してきているのが4点目でございます。

こういった意味で、加えて、資料にはございませんが、委託について農林水産省としてアウトソーシングという意味で調査しないのかというふうに言われているわけでございますが、当省としては、今後はアウトソーシングについての項目は、他産業のような規模拡大が進んでいけば、農林業センサスにおいても経営体の概念を取り入れたということもございますので、担い手として政策を集中することによりまして大規模経営が進んできている現状もございます。過渡的な状況ではありますが、今後、たとえば集落営農がしっかりした組織になったり、大規模経営による法人化が進展したり、また、農商工連携による大規模経営が進んでいくことになれば、今後、別の意味での、いわゆるビジネス的なアウトソーシングの状況を把握する必要性が出てくるものと思われます。

委託については、そういった意味では 2015 年以降のセンサスの課題だと思っておりまして、具体的には、大規模経営の進捗状況にもよりますけれども、経営の一部を委託しているような状況を把握する必要が出てくるのではないか。たとえば公認会計士を入れているのかとか、あるいは分社化しているかとか、最近、販売の業者が出てきておりまして、販売の部門については業者に委託するというようなことも出てきていることもありますので、そういった状況を把握していくことも考えられる。そのような項目に、他統計で言う、いわゆる外注ということになっていくことも考えられると思っております。

以上のことから、当省としては、農作業委託の実態は既にこれまでの調査で把握されていて、傾向も分かっていることから、調査項目から削除したものでございます。今後、委託についてはこれで終わりということではなくて、大規模化の進展も踏まえまして、調査項目を検討した上で行っていきたいと思っております。

以上です。

舟岡部会長 どうもありがとうございます。

ただいまの農林水産省からの説明に対しまして、何か御意見はございませんでしょうか。 それでは、美添委員、どうぞ。

美添委員 委託先について廃止の主な理由は、傾向が把握できたことと、記入者の負担であるという説明だったと理解しています。確かに従来、細かく面積を調べていた時期から委託の有無だけに変えたのは大幅な負担軽減だったと思いますが、委託の比率は、別紙3が現状の一部を表していると理解してよいでしょうか。水稲作の作業受託面積規模別に見た農家数となっているのですが、委託側の状況はここから読み取れますか。

舟岡部会長 8ページです。

美添委員 販売農家数が約 140 万戸、委託した農家数が 92 万戸。かなりの比率と思います。今回、委託の有無だけを把握するのであれば、それほど負担にならないということから、私は調査すべきではないかと思っています。前回も申し上げたとおり、最近、賃貸借が増えているのは特に零細な農業経営体の場合であって、もともと委託していたものが賃貸借になると、借りた農家は委託をしなくなるので、数は減るはずです。

私が幾つか見学させていただいた地域でも、賃貸した方は規模を拡大しているので、委託をせずに自分で耕作する。そういうことであれば、今後の委託がどういう変化をするかを見るのに、現在、どのような農業経営体が委託から賃貸に移行しているのかが分かれば、受託がどのように変化するかが構造的に分かるはずです。過去数回の農業センサスを接続してながめるだけでも、そのような変化の方向は分かるわけで、こういうことを把握するのがセンサスの本来の役割の一つではないかと思うのです。

この構造を把握するのに、負担が多ければ問題ですが、現在は、有無だけなのに、それ を負担軽減という理由で削除するのは、失われる情報の大きさに比べて疑問が残ります。 これも前回申し上げたとおりです。

舟岡部会長 他にいかがでしょうか。

1ページに波線のゴシックで「このため、既に委託の全体構造を把握することはできない」について、私はよく理解できない。委託について言えば、自給的農家はあまり捉える必要がなくて、むしろ農業経営として担っている販売農家がどういう生産構造になっているのか、そして、これまでどう変化してきたのかを捉えることが必要です。それが農業従事者の高齢化等の農村の変容を踏まえれば重要な情報であって、自給的農家の委託を受けた分まで含めて受託面積全体がどれぐらいであるかよりは、むしろ経営として営まれている農業においてアウトソーシングがどのような形態で行われているかを把握すべきです。それによって、高齢化が進んだ中でも農業が成り立っている状況を知ることができる。先ほど美添委員のご指摘のように、それすらもだんだん困難になって、他者に田畑を賃貸するとか、あるいは米価等が著しく下がった場合には耕作を放棄してしまうとか、そういう地理的条件等も関わって、農業がこれからどう変化するかについてのダイナミックな動きを捉える上でも、この 2010 年で委託を調査しておくことが必要かなと思います。

先ほど農林水産省の説明では、経営の大規模化がこれから進展することなども十分にら みながら、2015年では、現在まで調査している委託の内容を更にもう少し広げてアウトソ ーシングの実態を調査することを想定されておられるようです。その状況を捉える必要性は認識されておられるということですから、それであれば、10年を空白とするのは統計データの継続性の観点からも望ましくないと思われますので、委員・専門委員の方々が同意されるなら、実施者として、この 2010年の農林業センサスで、委託についての項目を改めて復活させる方向で是非とも前向きに御検討いただけませんでしょうか。

秋山農林水産省センサス統計室調整官 今、部会長から話があったとおり、うちの方の考え方とすれば、先ほども申し上げたとおり、高齢化が進んできて、小規模農家の1へクタール未満の数は74.5パーセントと非常に高い状況でございまして、また、この委託作業についても、農家の消滅過程で出てくる一部の農作業を委託するというものであるので今回は削除しようかなと考えておりましたけれども、今回の議論を踏まえて、それでは、前向きで検討させていただくということでよろしいでしょうか。

舟岡部会長 どうもありがとうございます。委員・専門委員の皆様方、よろしいでしょうか。

それでは、前向きに検討していただけるということですので、後ほど御審議いただく答申案についても、そのような内容の記述を盛り込む方向で考えたいと思います。よろしいでしょうか。

それでは、次に「農産物の販売金額」等の把握方法について、農林水産省から説明をお願いします。

秋山農林水産省センサス統計室調整官 それでは、お手元の資料の「調査事項の追加について」でございます。

農産物の販売金額につきまして、大規模化が進む中で、販売金額の把握がやはり必要ではないかということと、農業法人等が対象であるので、輸入への抵抗感が少ないのではないかという前回の御議論がございまして、当省の中で検討した結果、お手元にある資料のとおり「5億円以上」については実額で記入する方向にしていきたいと思いまして、これは素案ですが、こういった形で、それぞれの階層別の一番下の欄に「『5億円以上』の場合のみ販売金額を記入してください」ということで追加することといたしました。

以上でございます。

舟岡部会長 ただいまの御説明に対しまして、発言をお願いいたします。

9ページの「農産物の販売金額等に関する事項(素案)」と 10 ページの「林産物の販売金額等に関する事項(素案)」において、「 5 億円以上」の階級については実額を記入してもらうような形に調査事項を変更したいとの農林水産省からの説明であります。

本間専門委員、いかがでしょうか。

本間専門委員 第1回の部会で少し先走って、この辺に関して意見を申し上げたのですけれども、やはりオープンエンドは統計として非常に利用しにくいということもありますので、こういう形で「5億円以上」については実額を記入してもらうというスタイルに変えていただいたので、非常に結構だと思っています。

舟岡部会長 佐藤専門委員、いかがですか。

佐藤専門委員 林業に関しても、森林組合等、非常に合併が進んで、大規模化が進んでいるところでは「5億円以上」というものも出てくると思われますので、実数でこうやって把握いただけたらより大きいところの実態がよく分かるので、妥当だと思います。

舟岡部会長 他の委員・専門委員の方、いかがでしょうか。

美添委員、どうぞ。

美添委員 参考までに教えていただきたいのですが、前回、最大でどのくらいの金額だったか、お分かりになりますか。

宮崎農林水産省センサス統計室課長補佐 農産物の販売金額につきましては「5億円以上」というものは、2005年でいきますと630戸で、林業経営体の林産物販売金額で言いますと「5億円以上」といいますと5戸で、あと、農作業の受託のところは30戸で、林業の受託における収入は23戸でございます。

美添委員 ちなみに、金額の最大値はいくらですか。

坂井農林水産省センサス統計室課長補佐 最大値は、100億というものがございました。 美添委員 今回は3けたで大丈夫だと思いますが、将来的にはこのマスを検討しなければいけないと思います。

秋山農林水産省センサス統計室調整官 大規模化が進めば、また。

美添委員 その意味でも、やはり実額で捉える必要があると思います。

舟岡部会長 他にいかがでしょうか。

納口専門委員、どうぞ。

納口専門委員 私などが農業法人の調査などをすると、結構、意識の高いと思われる経営でも実額を聞くのはとてもデリケートだったりするのですけれども、ですから、私もこういう区切りで書いておいて、どこですかという聞き方をするのですが、2000年のセンサスでは実額を書かせていたかと思うのですが、そのときに、実際、そこが空欄で出てきたとか、そういった問題はどの程度あったのかを確認したいのです。

秋山農林水産省センサス統計室調整官 2000年までは階層別に区分けしてやっていたのですが、前回、2005年だけは実額記入ということでさせていただきまして、どのぐらいの未記入が出てきたのかという数は分かりませんけれども、各調査員なり、それから、市町村からも、その項目については相当未記入が多かったので、できれば、それは元の階層別に戻してほしいという要求が非常に多かったということで、今回、こういう形に戻させていただいたということで、相当、後からの補足といったものが生じたということだと思います。

ただ、今回、本間専門委員の方からも御指摘がありましたとおり、法人化されているところでは比較的大規模だということなので大丈夫ではないかということで、今回、ここの部分だけは実額記入にさせていただいたということです。

舟岡部会長 よろしいですか。

ちなみに「5億円以上」の販売、あるいは受託金額に該当する農林業経営体は、ほとんどが法人組織ですか。

秋山農林水産省センサス統計室調整官 そうです。

舟岡部会長 法人組織でしたらプライバシー云々という対象ではありませんし、経理処理がきちんと行われているはずですので、記入においてそれほど大きな障害はないかと思います。よろしいでしょうか。

もし実額の記入がなくても、少なくとも「5億円以上」のところに は付けてもらえる でしょうから、こういう窓を付けて特記していただくようにしても、情報量が失われるこ とはないと思います。

農林水産省からの調査事項の変更の提案について、よろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

舟岡部会長 それでは、そのような変更を御了承いただいたものといたします。

続きまして「農産物の流通(販売先)の状況」に関する調査事項について、農林水産省から説明をお願いします。

秋山農林水産省センサス統計室調整官 お手元の資料の 11 ページでございます。

農産物の出荷先につきまして、前回、御議論をいただきまして、特に引頭専門委員の方から、農協を通さずに農産物を出荷したり、また、海外に直接輸出するケースも増えてきているということなど、多様な経営展開を把握する必要があるのではないかというような御指摘がございました。また、インターネットによる販売とかそういったものも出てきているので、そういう状況も把握できないのかということで出口委員の方からも御指摘があったところでございます。

農産物の販売戦略なり高付加価値化を把握することは、今後の農業経営にとっても重要な情報であると理解いたしまして、調査項目をこのように変更したところでございます。

まず「【 2 】農業経営の特徴」のところで、事業としての欄に「海外への輸出」を加えました。輸出については、いわゆる輸出を目的に行う事業として捉えるということで、ここに載せたところでございます。

また、出荷先については、前回の 2005 年センサスの調査項目とほとんど同じものを、今回、また 2010 年で入れようということで、出荷先についても入れたところでございまして、加えて「消費者に直接販売」の「うち、インターネットによる販売」を加えたところでございます。したがって「消費者に直接販売」というところでは、産地直売所などによる消費者への販売がここに含まれると思いますし、その中で、また消費者に直接販売する中でも、インターネットによる販売というものは分離して、ここで把握できるのではないかと考えておりまして「【2】農業経営の特徴」の中の事業と出荷先について、今回、追加したところでございます。

以上でございます。

舟岡部会長 どうもありがとうございました。

ただいまの説明に対して、何か御意見等はありますでしょうか。

1 については、輸出の情報を把握できる。 3 については、2005 年の調査事項を復活させる。それに加えて、インターネットによる販売の事項を追加しています。時代に即した調

査事項の設定であり、追加であると理解しますが、いかがでしょうか。

納口専門委員、どうぞ。

納口専門委員 私、個人的にも、この項目を復活させていただくのはありがたいことだとは思います。ただ、実際、3の方を分析してみたのですが、作目によって、たとえばたばことか、特殊な作目による差などが出てしまいまして、農林水産省にお願いしたいのは、こういった部分について、たとえば水稲作に限って見て、規模ごとにどう違うかというようなことが見られるような集計もしていただけるとありがたいと思っております。追加でございます。

舟岡部会長 大変重要な御指摘です。部会審議で新しく調査事項を追加されたことに伴って、対応してどのような集計結果を提供するかについては、多分、検討される余裕もなかったかと思いますので、速やかに御検討いただきたく、お願いします。

ただいまの納口専門委員の御指摘は大変重要でして、農林業センサスでは作目についての情報もありますので、それと組み合わせて、どのような経営を行っている経営体で販売の仕方が多様化してきているのかについての情報が利用できると非常に有用性が高いと思います。この結果表については納口専門委員からもいろいろご教示いただいて、有効な集計表を作成していただきたいと思います。

他にいかがでしょうか。どうぞ。

美添委員 今回の素案の【2】で、原案と比べて、「店や消費者に直接販売」というものが上の1にないのですけれども、それは「その他」に入れて、下の3のところで読むのでしょうか。

坂井農林水産省センサス統計室課長補佐 下で読むというふうになっております。

美添委員 従来、記入者に誤解はないということでしょうか。

宮崎農林水産省センサス統計室課長補佐 はい。それで、地方公共団体の方からも重複感があるという御指摘も今までにいただいておりまして、そこは紛れがないようにと考えております。

美添委員 そういうことでしたら、今回の改正で、明確になったことを評価したいと思います。

舟岡部会長 よろしいですか。1と3を組み合わせれば、これまでの情報はすべて取れるようになっている。いかがでしょうか。

それでは「農産物の出荷先に関する事項(素案)」について、農林水産省からの調査事項の修正、それから、追加について、本部会で御了承いただいたとさせていただきます。

続きまして「在村・不在村別私有林面積」について、農林水産省から説明をお願いします。

秋山農林水産省センサス統計室調整官 それでは、お手元の資料の 13 ページにポンチ絵がございますので、 そちらの方で説明させていただきます。

在村・不在村者の森林面積の把握につきまして、まず上の方が森林面積の把握の方でございます。森林面積の把握につきましては、現行、森林簿による全体面積の概況をまず把

握いたしまして、それから、市町村においては森林計画を作成するということで、5年に1度、森林計画を作成しているところで、中には作成していないところももちろんございますが、また毎年、全体面積の把握を市町村が作成して都道府県へ報告するということで、また都道府県としては全国市町村要覧なり森林・林業統計要覧なりを作成しているということでございまして、そのときの伐採なり造成なりという森林の移動について反映したものを年に1度は報告しているというような状況はございます。

ただ、当省のセンサスは2月1日現在の調査でございまして、報告したデータ、森林簿によるデータから、その間の、2月1日までの間の状況を、伐採なり造成データを確認いたしまして、補正を行いまして、2月1日現在の現況の森林面積を把握しております。

下の方が「在村・不在村者の私有林面積の把握」でございます。こちらの方は、今、申し上げた森林簿に、たとえば課税台帳などのものによって不在村者の状況を補正しておりました。これは 2005 年までということで、全部が全部ということではなくて、2005 年までまだ見せてもらえるようなところは、課税台帳によって手作業により在村・不在村者の補正を行っていたということで、もちろん、県によって異なりますが、30 万~40 万の林小班がございまして、市町村ごとに言いますと数万の林小班があると思いますが、そういった数を、職員が多くいたわけではございませんが、当省の職員の労力を使いまして、それで、このチェックをしていたということでございます。

しかし、今回の 2010 年のセンサスにおいては、まず、この課税台帳が個人情報保護ということから、市町村条例によりまして閲覧が不可能になってしまったということと、それから、この課税台帳なり何なりでのチェックも、数万にも及ぶ名簿情報の確認が当省の職員ではできないので、逆に市町村にということもまた負担増で、とてもではないけれども、できないという状況でございまして、こういった意味で、在村なり不在村者の私有林面積の把握については今回行わないことにしたところでございます。

ただ、下の方に書いてありますとおり、対応方法として、参考データとして「森林組合一斉調査」という林野庁の調査がございますので、これによる在村・不在村者の所有森林面積の状況を、センサスの報告書に参考として併せて掲載するとか、あるいは森林簿は、更新されていないものはもちろんありますが、その取扱いについて県なり林野庁の協力も得ながら、そちらの方にも在村・不在村者の状況が載っておりますので、更新されていなかったりはしますが、そういったデータの主要推計についても検討していきたいというふうには考えております。

以上です。

舟岡部会長 どうもありがとうございました。

ただいまの説明に対しまして、何か御意見はありますでしょうか。

佐藤専門委員、どうぞ。

佐藤専門委員 課税台帳と森林簿を併せて突合作業というのは非常に大きな負担になるのは理解できるのですけれども、ただ、この間、森林法が改正されて、市町村が市町村森林整備計画を作って、しかも個人の施業計画の認定とか、伐採の届出、それから、施業の

勧告の権限まで市町村に委譲されている中で、基本的な市町村が森林管理をしていく上で非常に重要な、市町村自身が当然持っておくべき資料だと私は理解しておりますので、できたら、こういった市町村自身のデータ整備という点でも、市町村が記入する形でデータの収集ができないかなというのが、当然、それがあってしかるべき森林管理が行われるというふうに理解しております。

ただ、一方で、この間、市町村も合併をして、かつ、市町村には林業の専門的な行政を担当する人が非常に少ない中で、これをきちんとしたデータで出すのはかなり難しい面もあるというふうにも一方で理解しています。どうしろというふうには強くは言えないのですけれども、その状況を踏まえて、できれば「森林組合一斉調査」だけに頼らずに整備をして、やはり森林簿のデータをきちんと整備する方向で、そのデータの、市町村がつかむべきデータであることを前提にした把握を、このセンサスのためだけではなくて、今後の適正な森林管理のために市町村が持っておく基本的データとして、是非、整備していただければと思います。

舟岡部会長 「森林組合一斉調査」で、少なくとも組合加入者については、その面積と 森林の状況を適切に捉えることができるということですね。

佐藤専門委員 ただ、森林組合加入率が地域によって違うことと、不在村者の方が組合加入率が低い場合が多いということで、その数字だけから判断すると、かなりバイアスがかかるのではないかと危惧しております。

舟岡部会長 私も森林が荒廃しているという話をよく聞きますので、そこがどういうスピードで進展し、どういう状況であるかを把握することは大変重要だろうと理解しています。

1点教えていただきたいのは、森林組合に加入していない山林の保有者には、あまり管理していない主体が数多く含まれるのでしょうか。そうとも限らないのですか。

中根農林水産省センサス統計室課長補佐 個人とかそういうところになりますと、かなり作業されているところは少なくなるのかとは思いますけれども、企業が保有している分とかであれば、ある程度やっているところもあるのではないかと思っておりますが、正確には把握しておりません。すみません。

佐藤専門委員 補足させていただきますと、基本的に作業をやっている人は、間伐までは造林補助金をもらってやる場合が多いので、その場合には森林組合の組合員の方がそういった情報が伝わるので、やはり作業をやっている人の方が組合に加入をしていて、ほとんど放棄されている場合には入っていない場合が比重が高いと思われます。

舟岡部会長 まず森林面積については、どこまで名簿がちゃんと更新されているかはともかくとして、森林簿のデータから把握できて、農林業センサスの結果の一環として公表されます。それに加えて、今回から「森林組合一斉調査」による在村・不在村者の所有森林面積について、参考データとして農林業センサスの結果表に示すことでユーザーはかなりの情報が得られる。

更に付け加えるならば、市区町村、地域別に、組合にどれだけ加入しているのかといっ

た加入率があればより的確に明らかとなる。加入率が低くて、かつ、不在村者が非常に多いような地域については、森林がどういう現況にあるかを的確に把握しようにもできないわけで、そのような情報をたとえば市区町村が突き付けられたら、何らかの方策で別途把握しなければいけないことに追いやられる。その種のシグナルを送ることにもつながりますので、そのような追加的な情報をどこからか補足していただけるといいと思います。

在村の森林所有者であっても全く管理していない人について、農林業センサスでは、残念なことに、1年間のフローの情報しか調査していませんので、この1年間、何も作業をしなかったから、管理しなかったとも言えませんが、欲張ったことを言えば、その情報も合わせて利用すると、地域の森林がどれだけうまく管理され、整備されているかが把握できるのだろうと思います。

どうぞ。

佐藤専門委員 もう一つが、事業体調査はあくまでも属人調査で、1人の所有者が持てる場所が、他のところに行くと不在村になるのですけれども、そこの市町村で把握されたものが、その地域の森林の状況をきちんと表しているかといいますと、そうではないということですので、やはり資源の状況を把握するためには属地的な調査をきちんと整備する必要があって、そのためには数値だけではなくて、これは県によってもばらつきがあるのですが、GISのデータと森林簿と合わせたような形で、適切に市町村内で、間伐が遅れているところがどのくらいあるかとか、森林簿で把握した齢級と、上から衛星画像で、GISで見て、そして、間伐が遅れているだろう、1回もされていないようなところはどこかというような属地データを把握するという試みもありますので、できたら、そういう属地データをきちんと利用できるような形でやる。

ただ、上から見たら、森林所有者の属性はやはり把握できないわけですので、それはやはり森林簿を充実させていくしか、最終的にきちんと日本の森林資源を把握することはできないので、この森林簿データがきちんと整備しておけば市町村も何も負担なくセンサスとして使えると思うのです。けれども、それがまちまちで、多分、今の段階で公表できないという方向ではないかと思いますので、よりそれに近い形で整備を、この項目をまるっきりなくすということではなくて、それに近いデータをきちんと載せておきつつ、より正確なデータを今後集める工夫を是非していただきたいと思います。

舟岡部会長 今から6~7年前でしたか、稲の生育状況についてGISを使って試験的に農林水産省で調査されましたね。ただし、あの当時は全国ベースでは膨大な金額を要するため、精度等を考慮するとGISを実際に活用するまでには至らないとの結論でした。まさに試行的な取組だったと思いますが、衛星を使った調査について、現在も費用対効果等の状況は変わらないのですか。

木村農林水産省センサス統計室長 お話のあった衛星を使ってのいろいろな試みですけれども、なかなか全国一本でやるのは大変難しくて、たとえば一部地域で、中山間地域などで非常に緩やかな傾斜のところでも、気温によって適した作物がそれぞれ異なるといったようなこともございますので、たとえば県の試験場などで、限定地域でいろんな工夫を

して活用している事例は見られます。ただ、全国一本でというのは、お話しになったよう に、やはりなかなか難しいという状況です。

舟岡部会長 他にいかがでしょうか。美添委員、どうぞ。

美添委員 13ページの説明で、課税台帳が使えなくなったとしますと、労力的に名簿情報の確認が不可能だというところは十分理解できます。ただ、このままですと情報がこの後も取れないことになって、森林簿の整備を期待することは、この部会ではできない話なので、それに対してどうするのか。もう少し積極的な取組を考えていただきたいと思います。

課税台帳は、個人情報保護による条例といっても、公的な目的で本当に使えないのでしょうか。住民基本台帳なども公的な目的であれば使えるというような法的整備がなされているはずですので、課税台帳についても同じような状況にないのでしょうか。これは素朴な疑問です。

もう一つ、本気でやるならば、所有者の状況が変わったとしても過去の名簿があるはずですので、過去に、前回の所有者不在村の調査対象であった客体に対して異動があったかどうか。権利の譲渡や、相続等で移ったならば、その先も把握する可能性はないとは言えないわけです。そういうことをしないと、この調査はできません。必要な情報を把握する方法については、農林水産省の問題としてもう少し考えてほしいと思います。

参考までに、国土交通省で実施している法人土地基本調査があります。これは土地を所有している法人を対象にして、どこに、どのような地目の土地を持っているかを調査しています。都道府県別に、林地をどこに持っているかが分かります。所有者である法人が東京であったとして、秋田県にどれだけの土地を持っているかが分かる名簿があるわけです。このような名簿は、統計法上の目的外利用だと十分可能ですので、そのような情報とも突き合わせることによって、従来の名簿を確認することができると、一例ですが、考えられます

国土交通省の調査と森林簿で大幅に差がある事例も少なくないので、森林簿の整備を待つだけでは、不安が残ります。この辺は専門家の御意見・情報がありましたら、是非、お願いします。

中根農林水産省センサス統計室課長補佐 課税台帳の方なのですけれども、県により条例が異なっていまして、その解釈の仕方が県によってまちまちでありますので、それによって可能なところと可能でないところが存在する状況にあります。ですから、一律に統計で使うから大丈夫なのだといっても、なかなか、そこはだめですというところもありますので、そこは少し難しいのかなと思っております。

それから、森林簿の整備の方ですけれども、そちらについては林野庁の方もその辺の整備をきちっと進めなければいけないというようなこともありまして、市町村の方にかなり指導をしているところもありますので、そういった状況も踏まえて、今後、あそこのところは市町村できちっと把握できるようになれば、そういったことでまた新たに方法を考えていくことになるかと思います。

舟岡部会長 椿臨時委員、どうぞ。

椿臨時委員 先ほど佐藤専門委員がおっしゃられたことなのですけれども、少なくとも、衛星といいますか、アメリカの方で使っているようなデータ観測等で、物理学上の森林の面積を、たとえば愛媛県なら愛媛県で計測した場合と、それから、まさにこの森林簿を足し合わせていた統計学上の面積とにあまりに乖離があるという学会報告などをよく聞いているところですので、もちろん、統計としての整備は重要なのでしょうけれども、一方で物理的に、そこにあまりに乖離があるということは、いわゆる京都議定書上の日本の森林面積はそれなりに大きな意味を持っていて、その誤差とかなり、そちらの環境政策上の対処と相当な関連性があることを聞く機会もございますので、今回はもちろん、統計としての整備も重要なのですけれども、先ほど佐藤専門委員がおっしゃられたようなことも将来的にきちんと、属地的にどうであるのかということについても、その乖離が小さくなっていくような方向の努力をお願いできればと考えます。

木村農林水産省センサス統計室長 今回、在村・不在村は、2005年までの状況と、私たちの組織も大きく変わって難しいということで申し上げて、同じようなことはやはり難しいと考えています。

ただ、部会長がおっしゃられたように「森林組合一斉調査」ですと大体7割ぐらいのカバー率がございまして、あとは恐らく、大きな企業が持っている森林とかという形になると思うのです。そういったデータと、あと、加入率といったものも併せて、できるだけ穴を埋めるような、全部とはいきませんけれども、そういった方向で考えていきたいと思います。

また、森林簿についても、なかなか、やはり課税台帳を使われたとしても、そのチェックとか何かは恐らく相当な作業になると思いますし、それから、森林簿自体も、個人情報保護の関係かと思いますけれども、氏名の欄が書かれなくなっていまして、恐らく番号処理のような形になっているのです。ですから、見られたとしても、そういった面での課題もあるということで、それは課題は課題として捉えておいて、当面、2010年は、部会長がお話しになったような形で、関連情報を併せて報告書に載せていくということで御理解いただければと思います。

舟岡部会長 まとめますと、現在、利用し得る情報については、ユーザーの利便を考えて、極力、農林業センサスの結果表章の中で合わせて示していただく。その結果、更に必要な情報が明らかになったときに、行政的に対応していただくか、あるいは次の統計調査等で改めて考える必要がある。まずは現段階で、ユーザーが容易に森林の現況がどういう状況であるかがある程度分かるような情報の提供に努めていただくということでよろしいですか。

どうぞ。

佐藤専門委員 その際、是非、森林組合がかなり広域に合併しているところがありますので、できたらセンサスと併せて、市町村別に表記をしていただくような工夫を是非お願いします。

木村農林水産省センサス統計室長 ここで即答はあれですけれども、その点も頭に置いていきたいと思います。

舟岡部会長 そういうことで、よろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

舟岡部会長 それでは、続きまして「総戸数」について、農林水産省から説明をお願い します。

秋山農林水産省センサス統計室調整官 お手元の資料の 15 ページで「『総戸数』について、農業集落精通者による把握は不可能ではないか」ということでございます。

そこにございますとおり、本年7月に試行調査を実施いたしまして、この調査については区長1人のみに対する調査、いわゆる精通者1人に対する聞き取り調査ということで実施したところでございます。総戸数が把握できたのは、全体の94パーセント、都市的地域だけを見ると89パーセントとなっております。

この下の表に出ているように、全部で 900 の農業集落の試行調査を行いまして、94.4 パーセントが把握できたということですが、この 900 のうち、データについての確認・検証も行いました。その結果とすれば、900 のうち 26 が何とか国勢調査の単位調査区とほとんどずれがないというような農業集落がございまして、その 26 について本当に数字的に合っているのかという検証を行ったところですが、総戸数が完全に一致した集落が 26 のうちの5 集落で、それ以外については 1 ~ 5 戸の違いがあったということでございます。 もちろん、この国勢調査は平成 17 年に調査しておりますので、そこから約 3 年経っておりますので、移動等のことももちろんあると思いますが、そういう結果が出ておりますので、私どもとすればデータ的には間違いはないのかなと考えております。

次の 16 ページも見ていただければと思いますが、把握できなかったところも若干ありましたので、どんな事例で把握できなかったのかということでございまして、たとえば左側にもともとの農業集落がございますが、そこから、たとえば宅地造成なども新たに行って行政区ができたということになった場合に、できたばかりでありますので、A農業集落に対する戸数の把握はもともとできておりましたけれども、このB集落に対する戸数の把握については1人の農業集落精通者しか行いませんでしたのでできなかった。今度は、2010年には複数の精通者に対する聞き取りも可能としましたので、A集落、それから、B行政区という両方の精通者に聞き取りを行うということでございます。そういうことで、そういった意味では、この94パーセントのうちの残りはこれで把握が可能になると思っております。

この B 行政区の考え方ですが、もちろん、御存じだと思いますが、農山村部に設けられました自治組織という意味でございますので、いわゆる町会とか、自治会とか、区会とか、そういったものと全く同じようなことでございますので、通常、行政区と呼んでおります。これが 2 ~ 3 年経てば、 A と B を合わせて、こういった連合体みたいな、自治会の連合体とかこういったものも出てきますので、そういうところであれば精通者は 1 か所で済むと思いますが、2010 年は、この A の区長と B の区長を調査することができるので、両方の調

査を合わせれば総戸数の把握ができると思います。

以上でございます。

舟岡部会長 どうもありがとうございました。

ただいまの説明に対して、何か御意見はありますでしょうか。

把握できるとの判断もある程度主観的なものであって、追加的な作業では完全に国勢調査区とリンケージできた調査区は 26 であって、そのうち 5 集落については総戸数が合致して、その他についての乖離も若干であったとのことです。

農業集落と国勢調査区の区域がどう対応しているかが明らかになりますと、単に総戸数だけではなくて、集落を維持する上で必要な機能に関連したもろもろの情報、たとえば病院とか、学校とか、サービス事業所とかが農業集落の中、及び近隣にどれだけ存在しているか、あるいは、時間とともにどう変化したかといった情報も活用できます。できれば将来的に、国勢調査の情報、あるいは国勢調査の調査区に基づいて行われている後続の統計調査の活用を図るべきと考えます。たとえば国民生活基礎調査ですと、有病率とか有訴率という情報もありますので、そういうものと組み合わせますと、農業地域がどんな特性を持っているかが今まで以上に明確になると思われますので、それに向けて今後努力していただけたらと希望します。

よろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

舟岡部会長 前回の部会からの再検討とされていた論点については、これで一通り終わりましたが、よろしいですか。

(「はい」と声あり)

舟岡部会長 それでは、残りの論点についてはまだ議論していませんので、論点5の「集計事項」、次いで、論点6の「その他」の審議を行います。

まず「集計事項」について、新たに追加された集計結果表が 19~20 ページに示されています。こうした変更にしたいとのことですが、佐藤専門委員の趣旨からしますと、これだけでは不十分かと思いますが、いかがですか。

佐藤専門委員 これだけでも非常に情報量が追加されるように思います。

できれば、たとえば林業の作業を、今、京都議定書の問題で一番課題になっている間伐施業をやっているところがどういう農業経営をしているかとか、そういうものがもし分かれば、より面白いといいますか、実践的な課題とマッチするとは思いますけれども、基礎データとして、特に土地の、公地と山林保有との関係が今まで全く分からなかったので、それをこうやってクロス集計ではなくて、二重に分類して公表いただくと非常に面白いデータが出てくるのではないかと思います。

あと、人の問題で言いますと、(7)から農業の従事者と林業の従事者との関連が、今まで全く中山間地域問題というふうに一口で言われてきているのですけれども、なかなか 農業と林業と一体として分析ができなかったものですから、この2つ。

その次の表側分類も、横軸に来るのですか。そうしたら「(3)投下労働規模別」とか

も出てきますので、かなり使えるデータが出てくると思います。

あと、さっき言った間伐については、やはりオーダーメードということで、そちらの方向も是非考えていただければと思います。

舟岡部会長 林業はここ 10 年、15 年、非常に厳しい状況が続いており、林業経営を支える基盤としての農業と併せて捉えることが大きな意味を持つようになってきています。 農家林家は農業を行いながら山林も所有していて、林業については現状では細々と収入を 得ているに過ぎない。その細々とした活動だけを捉えるよりも、兼務としての農業でどれ だけ経営なり生活を支えているかについての情報は必要ないのでしょうか。

それはありますか。その情報はどこから取れるのでしょうか。

たとえば農業からの販売収入と林業からの販売収入はそれぞれ別の表章ですね。農家林家については、農業でどれだけ販売収入があり、かつ林業でどれだけ販売収入があるかの情報が必要ではないですかということです。

佐藤専門委員 収入の面で、今、言った土地と労働力の面ですけれども、あと一つ、アウトプットで、それが分かれば、いわゆる経営の収入がね。

舟岡部会長 今は分からないですね。分かりますか。

木村農林水産省センサス統計室長 調査票上は、それぞれの販売額として把握しています。

舟岡部会長 いいえ、集計結果は分かりますか。

木村農林水産省センサス統計室長、集計は、現在は出ていないです。

舟岡部会長ですから、せっかく農家林家の実態が捉えられるように、農業と林業を同時に調査するのに、その情報を生かしていない。周辺情報しか結果表に掲載されていない。この点については是非、何らかの方策を考えていただきたいと思います。苦労されるところ大かと思いますが、いかがでしょうか。

坂井農林水産省センサス統計室課長補佐 御指摘いただいたように、面積と労働力については追加させていただいたのですけれども、金額についてももう一度検討させていただきたいと思います。

佐藤専門委員 是非、お願いします。

舟岡部会長 農業と林業を併せて営んでいる経営体については、結果表を充実させる方向で取り組んでいただきたいと思います。

「集計事項」の論点のうち、経済センサス等の他の統計調査結果を活用して統計を作成することについては、経済センサスがどういう方向でこれから実施されるのかが不確定ですので、あまり不確定なものを前提として議論するのも適当ではないと思われますので、これについては今回、議論することはやめたいと思います。

「その他」の論点ですが、1つ目が、沖縄県と他の都道府県の調査期日は、これまでは別々でしたが、それを2月1日に統一することについて、特に御異論はありませんか。これは確認という意味ですが、よろしいですか。統一することで何か不都合があることは考えられますか。

論点に対する説明は、お手元の19ページにあります。

會田総務省統計審査官 1回目でお配りしております、論点に対する見解というところです。

舟岡部会長 お手元に席上配付資料と書かれた厚い資料があります。論点に対する見解の中に、沖縄県と他の都道府県の調査期日について、沖縄県は12月1日、他は2月1日となっていたが、沖縄県の主たる農産物であるサトウキビについて、その農家の数が大幅に減っていること、そして、作業も効率化され、調査期日と収穫作業の農繁期との関係が以前に比べると薄らいでいて、農家の負担等もそれほど大きなものではなくなってきたため、2月1日で調査期日を統一することも可能となったとの理由を示しています。これは事前にいろいろヒアリングされての結論だと思われますので、特に御異論なければ了承されたものといたします。よろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

舟岡部会長 続きまして、20ページに移りますが、農林業経営体調査において、調査票は北海道用、都府県用、沖縄県用のそれぞれに分かれていましたが、今回計画では1つの調査票に整理することといたしました。

その理由が、そこに記されていますが、これについても特段の御異論はないかと思いますが、いかがでしょうか。

沖縄県、北海道で別個に調査したい事項があれば、都道府県ごとの地方設定項目の中で 調査できますので特段の支障はないかなと私は理解しておりますが、いかがでしょうか。 よろしいですか。

よろしければ、これについても了解されたといたします。

次に、1枚めくっていただきまして、指定統計の名称を農林業センサスから農林業構造統計に変更することとしています。この名称変更によって的確な統計名称となっているかと思います。

なお、統計調査の名称は農林業センサスであります。経済センサスが平成 21 年に行われますが、その統計名称が経済構造統計となっていますので、その農林業版ということで農林業構造統計としたものであります。

いかがでしょうか。

どうぞ。

美添委員 用語の話ですが、新統計法の全面施行前なので指定統計の名称と書いてあるのでしょうか。指定統計はなくなるのですね。

會田総務省統計審査官 若干、それは事務的なところで、初めて聞かれる方もいらっしゃるかもしれませんが、従来、指定統計というものと、指定統計調査というものが一応区分されておりまして、ただ、普通の統計ですと何とか統計で、それを得るために行う調査を何とか統計調査というのが普通だったのですが、例外もかなりありまして、たとえば国勢調査というものは統計の名称でもありながら、調査の名称でもあったというのが従来のパターンです。他にありますのは家計調査で、これは統計の名前でありながら、家計調査

という調査の名前でもあった。

ただ、今回、統計法が変わりまして、国勢調査を基幹統計として法律に書き込むときに 国勢統計というふうに決めまして、ですから、従来、国勢調査というものは二面性があっ たのですが、今回からは、統計名は国勢統計、調査名は国勢調査というふうに分けまして、 他のものも全部、右へならえということで、統計名と調査名を明確に分けていこうという ことにしております。

今のままですと、平成 21 年 3 月 31 日で横並びで基幹統計に移して、その場で全部を変えることはしない予定にしております。ですから、4 月以降ですと、次に基幹統計調査の統計委員会で審議をするときに、調査名称と統計名称が一緒のものについてはそこを分離していこうということをしていくのですが、農林業センサスにつきましては、次になりますと平成 24 年ぐらいになってしまうので、それであれば、今のうちに統計名称と調査名称を分離した上で、21 年 4 月を迎えて通そうということで、今回、このような形で提案が来ているという状況でございます。

舟岡部会長 補足しますと、これまでの統計法では指定統計調査についての規定が定められていたのに対して、今回、改正された統計法の下では基幹統計という、統計についての規定となっています。それは作成する立場から、利用する立場も強調する趣旨に立って、そのような条文の規定になったもので、それに合わせる形で名称変更を、美添委員、経済センサスでは既に行っていましたね。答申で統計名称は経済構造統計となり、調査名称が経済センサス・基礎調査と活動調査となりましたね。

美添委員 それと同じ整理ですか。

舟岡部会長 はい。それに右へならえということですが、よろしいでしょうか。 どうぞ。

會田総務省統計審査官 統計の名称が変わりましても、調査名称は引きずっていきますので、これは農林業センサスもしくは世界農林業センサスという形で実際に調査は行われますし、調査票上にも、そういう形です。

ですから、単純に、純粋に統計の名称だけで出すということは、機会としてはあまりないかもしれません。そういう意味では、実質的な変更点は少ないかと思われます。

舟岡部会長 よろしいですか。

それでは、「その他」の論点の最後ですが、我が国における農林業センサスと経済センサスの関係について、諸外国における両調査の関係も踏まえ、今後どのように位置付けていくことが適当か、これについては皆さんから自由に活発な御意見をいただけたらと思います。

もう既に、農林業経営体と事業所については、概念上どういう関係にあるのかをめぐっ て議論はかなり進みました。

それについては、本日、會田統計審査官から説明もありましたが、農林業経営体であっても、自給的農家が含まれているケース、それから集落営農等については、法人組織ではなくて、代表者が毎年交代するケースでは、事業所の概念とどこまで合致するか疑問なと

ころがあるということで、おおむね事業所と農林業経営体は合致するとしても、すべて合 致するものではないとの整理がされました。

農林業関係のセンサス調査と、それ以外の産業のセンサス調査は別にした方が調査効率の上でも、結果表章の仕方等についても有効だろうと私は判断しますし、海外諸国でも同様に、経済センサスの一環として、農林業を調査するようなことはしておりません。

これについては、冒頭の農林業経営体と事業所をめぐる議論に対して、農林水産省は多少の危惧をお持ちだったこともあり、その危惧を払しょくする意味でも、いろいろ御意見をいただけたらと思います。本間専門委員、いかがでしょうか。

本間専門委員 農林業センサスに限らず、統計においても農業が他の産業と違う側面を多々持っていますので、第1に、経済学部ではなくて、農業経済学という学会が独立してあるというのも、そういうところに理由があるわけですけれども、農林業を他の経済部門と分けて調査をするということは、私は継続していくべきであろうし、意義があると思っております。

ただ、いろいろなことがあいまいになってきて、違いを明確にしておくということは非常に利用する場合にも重要なことであって、その意味では、今回、事業体といろいろな形態の区別が明確になったということ非常によかったのではないかと思っていますので、農林水産省が危惧しているようなことは、多分、必要ないと個人的には思っております。

舟岡部会長 佐藤専門委員、いかがでしょうか。

佐藤専門委員 それは、本間専門委員が言われたように、やはり、一般経済には還元できない土地、環境、景観を含めてさまざまな、いわゆる多面的機能と言われるものを一次産業というものは持っていますので、やはり林業などはGDPからいうと、0.1パーセントにも満たないような状況ですけれども、国土面積を見ると7割を占めるわけですから、それはきっちり産業統計だけに還元されるものではないと私は理解されておりますので続けるべきだと思います。

舟岡部会長 納口専門委員、どうぞ。

納口専門委員 基本的には、今、お二方がおっしゃったことと同じスタンスです。農業というのが家業というか、生業なのか、あるいは企業体になっていくものなのかというところで、私などもいつも農家、家という捉え方と、それから個人、社長が中心になって従業員を雇ってという形になっていくのか、そこのところは、非常に動いている部分ではないかと思っていますので、そういった、やはり現状の動きを見ながらのセンサスというのも内容を変えていかざるを得ないのではないかと考えております。

基本的には、経済センサスとは別のものということではありますが、その中でも従来の 家業ということだけではなくて、違った面も出てくるのだと考えております。

舟岡部会長 他にいかがでしょうか。各府省から、いかがですか。特に御意見はありませんか。よろしいですか。

設備投資一つとってもSNAが基準のすべてではないとしても、そこでは牛等の家畜の 生育・太った分は設備投資となります。各産業における設備投資額が必要だから、農林業 の調査でも直接に捉える必要があるかというと、そうではないだろうという気がいたします。農林業は、そういう具合に他の産業とは若干異質で特殊なところもあるので、他産業とは切り離して別個の調査として実施するのが、諸外国においてと同様、我が国においても適当であるとの、部会の了解であるというまとめでよろしいでしょうか。

以上で、お示しした論点についての検討はすべて終了いたしました。他に何か議論して おくべきことはありますか。よろしいですか。

それでは、答申案について審議を行います。

事務局から、答申案の本体と別紙を配付していただきます。

ただいま、皆様のお手元に2つの資料をお配りいたしました。答申案の本体についての 資料は、先週皆様にお送りした答申の骨子案を踏まえ、私が整理したものであります。

ただし、前回部会までの議論を基に作成していますので、「P」を付けた部分については、本日の議論の結果を反映したものとはなっておりません。

また、本体とは別に1枚紙でお配りした資料は、これまでの部会審議において、今後課題として検討していくことが必要ではないかと私が考えたものを整理したものであります。 これらについて、本日の議論の結果を踏まえながら、検討を行っていただきたいと思います。

それでは、最初に、答申案の本体をご覧ください。

まず、答申案の全体構成について説明いたします。最初に前文を記載しています。前文は総務大臣が 2010 年世界農林業センサスの計画の承認を行うに当たり、総務大臣から、統計委員会委員長に対し意見が求められたことに対して統計委員会として答申を行うものであることを記載したものであります。

前文の下に「1 承認の適否とその理由等」と「2 今後の課題」を記しています。

「 1 承認の適否とその理由等」には、今回、調査の計画の承認を行うことが適当かど うかを記載するとともに、その判断理由等を記載しております。

また、今後の課題には、次回以降の調査において対応することが適当と認められる事項 を記載しています。

今のところ(1)だけでありますが、別紙で、2番目、3番目の候補が記してあります。

「1 承認の適否とその理由等」は「(1)適否」と「(2)理由等」から構成され、「(2)理由等」の中は調査体系、調査方法、調査事項、集計事項、調査期日等ごとに、御審議いただいた内容に基づいて構成してあります。「2 今後の課題」は、今のところ3つ予定しています。

この全体構成についてよろしいでしょうか。骨子案でもお示しして御了解いただいていることで、特段の御異論はないかと思いますが、よろしいですか。

(「はい」と声あり)

舟岡部会長 全体構成についてお認めいただいたとして、順に検討、確認したいと考えています。

まず「(1)適否」については、個別の検討を行っていただいた後、最後に確認をした

いと考えております。

「(2)理由等」のところからでありますが、まず「ア 調査体系」で、承認統計調査の農村集落調査を廃止し、調査体系を整理するとともに、農業集落のコミュニティ活動の把握については、農村地域の再生・活性化策を推進する上で必要な情報に限って、農林業センサスの中で引き続き把握することとしていることから妥当としました。この案文について何か御意見はございますか。いかがでしょうか。

うっかりしていましたが、1か所だけ直したいところがあります。「妥当である」の表現を「適当である」の表現に変更したいと思います。というのは、これと並行して産業統計部会では、造船・造機、鉄道車両等の生産動態統計調査の改正が諮問され、既に、統計委員会で答申されました。その答申文の表現が「適当である」としていましたので、それに右にならえにしないと、「妥当」と「適当」で意味がどう違うのだとの意見を述べられても困りますので、表現を統一するという観点から、「適当である」としたいと思います。

調査体系については、いかがでしょうか。論点で御議論いただいた結論を文章に表現した内容ですので、特段の御異論がなければ、御了承いただいたものといたします。

後ほど、また、お気付きの点がありましたら御指摘いただきたいと思います。よろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

舟岡部会長 それでは、了承とさせていただきます。

次に「イ 調査方法」についてであります。今回の調査計画では、農山村地域調査において職員調査を廃止し、自計申告方式へと変更することとしております。

職員調査の廃止については、定員の縮減に伴うものであることから、やむを得ないといたしました。

また、自計申告調査への変更については、農業集落調査の調査客体である農業集落精通者の要望があれば、面接聞き取りによる調査を可能としており、調査精度を維持する措置が講じられていることから、適当といたしました。

なお、市区町村調査については、当初の計画では、郵送のみによる方法しか認められておりませんが、オンラインによる報告も可能とする措置を講じるよう、当初の計画を見直す必要があることを指摘しています。

この案文について、御意見はいかがでしょうか。

美添委員、どうぞ。

美添委員 異議はありません。「適当」という表現でいいと思います。

舟岡部会長 ありがとうございます。よろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

舟岡部会長 それでは「イ 調査方法」について、御了承いただいたといたします。

「ウ 調査事項」についてでありますが、これについては、本日の議論をある程度予想 して、先取りして書いたところもあります。

今回の調査計画では、調査事項を大幅に削減、簡素化することとしています。これによ

り、貴重なデータが得られなくなりますが、調査客体の負担の軽減などの事情もあること からやむを得ないといたしました。

ただし、農林業経営体調査において、削除または簡素化される調査事項のうち、本日御議論いただきましたが、農林水産省から、農産物の販売金額、農産物の出荷先についての修正案が出され、農作業の委託についても、調査事項を継続することについて前向きに対応したいとの御意見をいただきましたので、それらについては当初計画の修正が必要である旨、記載しています。

農作業の委託については、作業を委託する経営体における構造の変化の把握が可能となるよう、引き続き把握することを求めています。

また、実額を記入する方式から、該当する階級を選択する方式に変更した農作物の販売金額などについては、経営の大規模化の実態を把握する上で、「5億円以上」の階級については、具体的な金額を把握する方が望ましいということで、把握方法の変更を求めています。

それから、ウについてですが、高付加価値化へ向けた農業経営の取組を把握することができるよう、農産物の出荷先を引き続き把握し、出荷先の選択肢についても、流通の多様化を踏まえた内容に改めるよう求めています。

また、農産物の輸出の取組を把握することができるよう、農業経営の特徴の項目に追加 するよう求めています。

以上の案文について、何か御意見はございますか。

委託についての案文について、農林水産省では、こういう表現でよろしいでしょうか。 はいとはなかなか言いにくいのかもしれませんが。

木村農林水産省センサス統計室長 結構です。それで項目としては、前回 2005 年と同様 の項目ということでやっていきたいと考えております。

舟岡部会長 どうぞ。

美添委員 先ほどの不在村森林面積を把握することは困難であるということなのですが、 困難であるという判断はやむを得ないと、どこかに入るのでしょうか。

もう一つ、少し先走りますが、今後の課題への追加案という部会長名のものがありますけれども、森林面積のところで、課税台帳が使えなくなるとか、森林簿も使えなくなるという発言を踏まえますと、このような行政資料を活用することは今後の重要な課題になります。この部会の検討課題には書けないのは分かりますから、是非、部会長の統計委員会における発言ということで御検討いただきたいと思います。

舟岡部会長 これは、市区町村に整備をお願いしたいということになります。

美添委員 行政資料の利活用について、積極的な取組が必要であるというメッセージは統計委員会から出せると思います。

舟岡部会長 利活用について、どこが作業をしますか。

美添委員 市区町村や県の対応によって課税台帳の提供ができないような条例の運用が なされているということであれば、統計目的には提供すべきだということは、明確に書け ますね。

舟岡部会長 漁船登録に関する情報がそうでしたね。利用できる市区町村と、できない市区町村がある状況に対して、今回の答申案文ではなくて、統計目的には利用させる方向を求めて、統計委員会に部会長報告という形で、以上の点について、私から文章を考えて報告しておきたいと思います。ありがとうございます。

美添委員 今のは県の話ですが、森林簿は林野庁が相手になるのでしょうか。

舟岡部会長 都道府県ですね。

美添委員 今後、所有者の名称が削除されるので利用できなくなるという発言がありま した。

中根農林水産省センサス統計室課長補佐 所有者の名称は削除されても、在村・不在村のフラグが付いていますので、そこの集計だけは可能だと思います。

美添委員 情報提供はあり得るということですか。

中根農林水産省センサス統計室課長補佐 そこは使えるかと思っておりますが、正確な情報かどうかというのは別としまして。

美添委員 いずれにしても行政資料を有効に活用することで、この調査も効率化もできるし、追加的な情報が入手できる可能性もあるわけですから、この部会での検討課題ではないにしても、重要な課題だと思います。

舟岡部会長 森林簿について、在村・不在村者の情報を活用できるということですが、 いつの時点の情報になるのでしょうか。最新の情報に更新されているのですか。

中根農林水産省センサス統計室課長補佐 市町村というか、森林計画区域ごとに作成年次がまちまちなっておりますので、県によってもそれぞれ違うようになっておりますので、それを統一の時点でということは無理だと思われます。そうでありますので、森林簿のデータを集計したものという扱いでしか出せないのかなと思います。

舟岡部会長 森林計画は10年に1回ですか。

佐藤専門委員 5年に1回です。

舟岡部会長 その作業は市区町村でされますか。

秋山農林水産省センサス統計室調整官 県なり市町村ということになりますけれども、 多分県になるのかなと、ただ、それも林野庁も通じて要請をした上であるいは県なりの、 もちろん、電算化されているというところがほとんどだとは思いますが、そこの状況にも よりますので、今は、ここに書いたように検討ということだけにさせていただいたところ なのですけれども。

舟岡部会長 どうぞ。

石川静岡県経済統計室長 静岡県ですけれども、森林簿の整備につきましては、5年に一度、所有者情報について、市町村に照会しまして、一応市町村の方からデータを上げてもらっています。

しかし、以前は固定資産の課税台帳、市町村がこれを使えたのですけれども、市町村の 段階で課税台帳を、個人情報保護ということで、現在使えないところがかなり出ています。 県に上がってくる情報も、課税台帳が使えないものですから、半数以上は、所有者情報は 提供されていないといった状況にあります。

正確にどのくらいの市町村が、所有者情報を、県が照会しても上げていないか、その辺は確認していないのですが、一応、静岡県の場合、半数以上の市町村で情報の提供ができていない。そういう実態です。

舟岡部会長 ということは、2010年農林業センサスの中で、森林簿に基づく在村・不在村者の情報を付随的に記すことは難しいということになりますか。

佐藤専門委員 それが正確に更新されていないところが多いというのは分かるのですけれども、市町村によって、非常にレベルがまちまちということで理解すべきですかね。

石川静岡県経済統計室長 個人情報保護条例ですね。あれにひっかけて、課税情報、それを出していない。それと、あとは地方税法に抵触するのではないかという課税当局の思惑がありまして、そこでストップがかかってしまっている。そういうことですから、現在は半数以上ということですけれども、これから更新をしていく場合に、どういう状況になるのか。正確には答えられないところでございます。

佐藤専門委員 私が知る限りですけれども、森林簿のデータ開示というのは、たとえば森林組合が事業をまとめる、集団化する場合に、情報開示している県と、していない県、個人情報もですが、しようという動きが一方で強まっているという方向もあるのです。

かつ、ここの林小班について、だれが持っているかという情報までは求めずに、それをまとめて地区ごとに何ヘクタール不在村がいるかというのは、当然、市町村でも必要なデータだと思いますので、市町村段階では、勧告なんかをする場合には、地所まで含めて、そのデータの整備が求められると思いますので、是非、これは先ほど言われたように、個人情報のどこまでを範囲とするのかというのを、統一メッセージをある程度委員会から出していただいた方がいいと思います。県の方では、それを強く市町村に言えないということですかね。

石川静岡県経済統計室長 森林簿の整備について、森林簿の整備自体は、都道府県の仕事になります。その森林簿を整備する上での基礎的なデータ、これを市町村にお願いをしていただいているわけですけれども、市町村としては特に情報を提供するという義務がないものですから、そこで、課税の方も根拠がないということで出さないのではないかと思います。

舟岡部会長 森林の現況の把握等について、行政情報の統計への活用という観点から、 前向きに取り組んでいただきたいとのことを部会長からの報告として、統計委員会で申し ます。

佐藤専門委員 それと林野庁の方にも、県によってかなりまちまちな森林簿情報をどう 整理されているか。

舟岡部会長 これは統計とは少し別な話になりますので、ここの審議から外れると思います。

佐藤専門委員 分かりました。

舟岡部会長 よろしいでしょうか。調査事項について、答申案文に関して、何か御意見 はございませんでしょうか。

美添委員 調査事項のウの 1 行目で、個人情報保護意識の高まりに配慮するためとなっているのですが、個人情報の適用により、入手可能な情報が減少したことも書くことはできませんか。

舟岡部会長 もう一度おっしゃってください。

美添委員 課税台帳が使えなくなったのは個人情報保護法の解釈の問題ですから。

舟岡部会長 ここで書いているのは、調査事項の大幅な削減についてです。

美添委員 削減した一つの理由は、課税台帳が使えないと負担が多くて対応できないと いう説明だったと思いますが違いますか。

舟岡部会長 それは、森林の方でしょう。

會田総務省統計審査官 市区町村調査で落としているので。

舟岡部会長 個人情報保護の対象ではないでしょう。

會田総務省統計審査官 ですから、課税台帳を見られないことによって、市区町村別に 在村・不在村が取れなくなったということは、間接的にここに基があると美添委員はおっ しゃっているということです。ここに書いたそもそものものは。

美添委員 では、個人情報保護は書かなくてもいいですが、行政資料の活用が不十分に なったためと、どこかに入れていただきたい。

舟岡部会長 調査事項の大幅削減、簡素化と何か結び付きますか。

美添委員 森林面積が調査できなくなった理由の一つは、課税台帳が使えなくなったた、 めと書いてあります。

舟岡部会長 その表現については、部会長に一任させていただけますでしょうか。御趣 旨を生かすような形で、文章表現を変更したいと思います。

秋山農林水産省センサス統計室調整官 森林面積は把握できるのですが、在村・不在村については、課税台帳ということだけではなくて、課税台帳が入手可能であっても、労力的にそれをする作業ができませんということもありますので、一応参考までに。

美添委員 障害になっていることは事実でしょう。

秋山農林水産省センサス統計室調整官 両方だと思います。

舟岡部会長 御趣旨を生かすように工夫させてください。

他によろしいでしょうか。それでは、調査事項については御了承いただいたとさせてください。

工の集計事項についてですが、先ほど御審議いただきましたが、農業と林業を併せて行う農林業経営体に係る集計について充実させるよう、当初の計画の修正を行うことを求めています。これについてはよろしいでしょうか。このような表現で佐藤専門委員、よろしいですか。

佐藤専門委員 はい。

舟岡部会長 先ほどの議論を踏まえて、集計結果表については、農林水産省の方で御検

討いただくということであります。よろしいですか。

それでは、エの集計事項については御了承いただいたものといたします。

會田総務省統計審査官 これはどうですか。

舟岡部会長 それは「集計結果表を充実させる必要がある」の中に全部含まれて、その中身については、本日の議論を十分取り入れて、当初示された案にとどまらず、更に販売金額等についての結果表も充実させていただきたいということです。

どうぞ。

會田総務省統計審査官 納口専門委員がおっしゃったのは、必ずしも農産物と林産物の 関係だけではなくて。

納口専門委員 ウのところですかね。

會田総務省統計審査官 販売先のパターンというのが、どういったものを扱うかによって変わってくるところがあるので、今回、販売先に対しての説明を付加するのであれば、 そういったものとの。

舟岡部会長 それもありました。失礼いたしました。作目と組み合わせて販売先の情報を結果表に示すことを私が補足して説明しましたが、今回新たに調査事項として追加された調査事項と、他の調査事項を組み合わせて結果表を充実させるということですね。これについては、ここですぐ文章が思いつきませんので、本日の議論を踏まえて文章をつくり上げて、また、皆様にお示しして御了解を得たいと思いますが、部会長に一任させていただいてよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

舟岡部会長 どうもありがとうございます。

続きまして、オの調査期日についてですが、本日御審議いただきましたが、沖縄県と他の都道府県で異なっていた調査期日を、2月1日に統一することについては、調査の効率化に資するものであることから適当である。

また、北海道、沖縄県と、他の都府県とで異なっていた農林業経営体調査の調査票を地域による区分をなくして一つの調査票に整理することについては調査業務の効率化に資することであることから適当である。そのように案文を作成したいと思いますが、いかがでしょうか。

美添委員、よろしいでしょうか。

美添委員 異議ありません。

舟岡部会長 全文が完成した段階で委員、専門委員の皆様には改めてお示しして、了承 を得る手続を取りたいと思います。よろしいでしょうか。

1の「(2)理由等」の全体を通して、何か記していない点とか、修正すべき点で、お 気付きの点がございましたら御指摘いただきたいと思います。

よろしいですか。

(「はい」と声あり)

舟岡部会長 それでは、理由等については、ウの調査事項について、個人情報に関して、

行政情報の活用の箇所で、文章表現を変更したいと思います。これは部会長に御一任ください。

エの調査事項については、今回、調査事項を新たに追加することを求めましたが、それに対応した集計結果表について、追加して記述したいと思います。これについても部会長に一任をお願いします。よろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

舟岡部会長 それでは「2 今後の課題」に移りますが、今後の課題として、まず、農林業経営体調査におけるインターネット申告の導入を記載しています。

また、先ほどお配りしました農林業センサスに係る今後の課題への追加案の中では、検討が必要と思われる事項として、農林業経営体について、個人と法人等に区分して調査票を設計することを検討する必要があるという点と、国勢調査の調査区を農業集落と付き合わせをして、国勢調査等の各種の調査結果を活用できるような方向を中長期的に検討すべきという点の2点を追加して、私からお示ししてあります。

最初に、農林業経営体調査におけるインターネット申告の導入について、インターネットによる申告も可能とする措置を講じていただくことを課題として求めております。この 案文について、何か御意見はございますか。

よろしいですか。

(「はい」と声あり)

舟岡部会長 それでは、今後の課題の(1)は御了承いただいたとさせていただきます。 次に、別紙をご覧ください。まず、1つ目の でありますが、個人形態の農林業経営体 と法人形態の農林業経営体とでは、生産及び経営の構造が大きく異なり、したがって、把 握すべき事項はおのずと異なるものになります。たとえば、今回追加される項目である資 本金、出資金の提供状況については、法人形態の農林業経営体にのみ関係する項目の例で すし、世帯の情報については法人形態の農林業経営体調査では必要のない調査事項であり ます。

今後、経営の法人化が進められている背景も踏まえて、それぞれの経営体に応じた調査 票の設計を検討することが必要だと思われますので、今後の課題として提案させていただ きました。

いかがでしょうか。どうぞ。

納口専門委員 農林業経営体として、個人形態というか、いわゆる家を基本とした家族経営というものと、個人形態のものを連続的に一体化して扱うというのは、2005 年センサスで初めて採用したわけでして、第1回のときも、若干議論になったかと思うのですけれども、法人形態の農林業経営体というのは3つぐらい形があるだろうと思うのですけれども、1つは、ちょっと見たところ、ファミリーファームにかなり近いようなもので、これが数の上では相当多いのではないかと思うのです。それから、数戸の農家が共同で会社をつくって始めたというもの。3つ目が、一般の株式会社等が、農業へ参入してきているもの、この3つの形があると思うのですが、確かに今、部会長がおっしゃったような点は、

企業が参入してきた場合、それから、多分、数戸の共同とか、あるいは数人の共同で始めたという形の場合は相当違う項目が必要になるのかと思うのですが、法人形態が、たしか9,000 ぐらいだったと思うのですが、その中の大多数は家族経営に毛が生えたのかどうかあれですけれども、家族経営から、法人形態に移行して法人になっているものの実態としては、かなり家族員によって担われているという形のように私は理解しているのですが、そうすると、部会長の御指摘というのは、少し強いのではないかという感じがするのですけれども、農林水産省の御意見をいただければと思います。

宮崎農林水産省センサス統計室課長補佐 まさしく我々もそう思っておりまして、2005年から1つの調査票ということにして、第1回目の部会で、納口専門委員もおっしゃっていたかと思うのですけれども、グレーゾーンもとらまえられるようになっているということもございますので、ここの表現は少し厳し過ぎるかなと。

舟岡部会長 よくよく考えてみたら、グレーゾーンというのは、少なくとも法人とそれ以外の間ではあり得ないですね。法人は登記しないと法人格がありませんから、外形的に明確です。これが、それ以外の形態と区分できないということはおよそあり得ない。

それでは、家族による経営であるか、家族による経営ではないか。これは従来どおり取れば良いと思うのです。これは家族によっても法人という経営形態はあり得る。

ただ今、納口専門委員がおっしゃったように、法人形態といっても、農家等の農林業経営体の法人組織が担っている産業活動について、現状では、区別して考えなければいけない。御指摘はそのとおりでありまして、その場合、たとえば一歩譲って、法人形態までではなくても会社形態だったら、明らかに農林業の経営において、会社形態と農家・林家による経営とは税務申告等の違いを挙げるまでもなく、相違しているだろうと思います。法人形態あるいは会社形態について、調査のあり方を検討するということであって、検討が進まないと、農林行政の方向に沿った政策に必要な情報が取れなくなるのではないかといったことを危惧するわけであります。

本間専門委員、どうぞ。

本間専門委員 私も全く同じことを考えていまして、法人といっても、さまざまな形があって、今、家族経営が中心であるということはそのとおりなのですが、たとえば家族経営の中で、経営をどう把握しているかということが問題で、家族にも賃金を払っている場合と、そうではない場合は明確に違うわけです。法人であればきちんと払うことが求められているということだと思うのですけれども、実際にそれを経営上でどうしているか、相当経営によってまちまちだと困ることになる。

そうすると、農業所得そのものの概念が全然違ってくるわけです。ですから、そういうことを統一的に把握できるような統計システムというのは、まさにこれから求められていくということだと思うのです。

ですから、特に法人化した家族経営の経営費だとか、それから、農業所得だとかという ことがきちんと把握できるようなシステムに変えていくという意味では、検討ということ は是非盛り込んでいただきたいと思います。 舟岡部会長 法人形態といっても、いろいろな経営組織が含まれますので、そこを一つの法人の調査票で捉えることが適当なのか。あるいは、株式会社とか合名会社、合資会社、合同会社といった会社組織に限定しても、少なくとも取るべき情報として、個人による農林業の経営とは別の情報があるのではないか。

それについて、何らかの方策で把握する方向で考えないと、現行の調査票では、大規模な法人組織の農林業経営についての情報が不足していると思われます。そのような組織にとっては、調査票の最初に出てくる世帯に関する調査事項は全く違和感を感じるはずです。 幾ら家族による会社形態であっても、会社経営であるならば、世帯の属性はあまり必要ないと思います。

微妙なところが、集落営農についての扱いでしょうが、集落営農は会社組織ではないですから、譲って、法人か個人かで分けるよりも、法人形態あるいは会社形態と「あるいは」程度の緩やかさで、会社形態の経営体については、別の調査票で異なる事項を捉えることを検討しないと、いずれ困ることになると私は予想しますが、どうでしょうか。

納口専門委員 今の部会長の話を伺って、確かに家族経営に何人か雇用を導入している ケースでも、やはり、年々の収支としては黒字を出していかなければいけないという、会 社としての論理というのが次第に貫徹してきているなという感じはいたします。

ただ、一方で190万ぐらいの家族経営と9,000ぐらいのというところがございますので、少し表現については農林水産省の意見を入れていただいて、若干やわらかくしていただいた上で、それと、今、部会長がおっしゃられたのですが、確かに先を見通して、9,000~1万の法人形態の構造を調査するために、どういう項目が必要なのかというのは、別途調査をしていただく等の、そういったことが必要ではないかと思いました。

舟岡部会長 ありがとうございます。これも表現については、部会長にお任せいただけ ますでしょうか。ちなみに、会社形態ですと幾つぐらいになりますか。

會田総務省統計審査官 1万ぐらい。

舟岡部会長 会社で1万あるのですか。

會田総務省統計審査官 有限会社。

舟岡部会長 有限だって会社です。

會田総務省統計審査官 有限と株式で1万1,000です。

舟岡部会長 それでは、なぜ法人の数が 9,000 なのですか。

納口専門委員 すみません、ちょっと数を間違えたかと思います。

舟岡部会長 会社数は、全部で1万1,000ですね。時間が経っていますから、多分、これより増えているのでしょうね。規模が大きいでしょうし、会社法の適用対象ですから、財務データもきちんと整理されていて、株主総会も行われますから。どうぞ。

佐藤専門委員 その点、林業の場合は、大規模な企業林というのがありますので、やは り家族人数から調査票が来るというのは、ちょっと違和感が強いと思います。法人という のは別個にした方が、企業の森林を把握するためには適当だと私は考えます。

舟岡部会長 椿臨時委員、美添委員、何かありますか。

美添委員 検討課題に含めるということですので、広めに書いて、ただ、農林水産省に とって、あまり負担と思われないような配慮をしていただければよろしいのではないでし ょうか。

舟岡部会長 それでは、この課題を記すことについては御了承いただけたものとさせてください。その表現については、納口専門委員の御意見もありますので、農林水産省と十分協議の上、穏やかにか、やさしくかは分かりませんが、そのような表現にするということで、この課題を記すことについて御了承いただいたといたします。

次の課題では、農林業センサスについて、国勢調査区と農業集落の対応を図っていただきたいということです。農業集落は農業上形成されている地域を範囲として農林水産省がかなり昔から設定して、かつては旧行政区域である町丁字がベースになって、農業集落が構成されていたと思います。

農業集落を単位として、そこでどのような活動が行われているかについては、継続して 把握しています。集落の範囲については、農林業センサスにおいて、少しずつ変わっては いますが、原則として継続されていますし、何年か前に、農業集落は、行政区域が変わっ たとしても、継続して設定した方が、データの利用上、有用性が高いということで、変え ない方向を打ち出されたと私は理解しております。

ここに記した課題も、農業集落を国勢調査の調査区に合わせて見直せということではありません。農業集落の調査で得られた情報、そして農林業経営体が、どの農業集落に属するかの情報がありますから、そこから農業集落についての活動について、出作・入作等の面の細かな相違はあるとしても、統計結果として、ある程度全体的にどういう状況であるかを捉えることはできるかと思います。

この情報をベースとして、集落の機能について農林水産省の統計だけではなくて、集落を維持する上で必要な他の機能、たとえば先ほど申しましたが、医療施設とか、教育施設とか、その地域の有病率その他、もろもろの他の統計調査から得られる統計情報を組み合わせて活用することで、農林業センサスがより価値の高い統計として活用できるだろうと思います。

現状では、国勢調査の調査区の境界と農業集落の境界とは必ずしも一致していません。 どちらが調査上の設定として、適切であるかについては、過去の検証の結果ですと、国勢 調査がおかしな線引きをしているところもありますし、農業集落がいかがかなというとこ ろもあります。境界を変えるような大胆なことを課題として掲げている意図はまったくな く、両者がどういう対応になっているかについて明らかになるような方策を、それぞれで 工夫することを是非考えていただきたい。

たとえば、一例として、農業集落のある地域が、国勢調査の調査区の境界と完全にマッチングしていない。一部は含まれ、一部は含まれていないケースのとき、それぞれ調査区A、調査区B、農業集落Aとか農業集落Bとかといった補助的な情報を付加することで、両者の間の対応が付くように工夫できますと、各種の情報が活用できると思います。

これは、単なる地理情報としてのメッシュ情報だけでは不十分なのです。農林業という

のは、やはり行政政策と密接に絡みますから、行政区域をベースとした地理的な情報が必要であって、そのために、農林業センサス以外の情報と組み合わせて、政策に役立つ情報を是非今後つくっていただきたい。そのためのインフラ整備に向けて、どういう方策が有効であるのか、それを検討していただきたい。そういう趣旨であります。いかがでしょうか。

どうぞ。

佐藤専門委員 部会長が今言われたように、特に限界集落の問題などを考えていく上で、その存続には医療、教育問題というのが非常に密接に関わっておりますので、そういった 社会基盤をきちんと他の統計と合わせて考察するというのは、非常に重要だと私は思います。

ただ、文章上でひっかかるのは、2行目のところで、農業集落は、農林水産省が独自に設定したと書いてあって、すごく恣意的に設定されているような感じがして、農業集落というのは、資源管理の主体として、やはり地域の方々が今でも村内ということで、戸数も領域も地理的な背景もある程度固定化してずっと半世紀からあるものなので、ここのニュアンスは少しひっかかります。

舟岡部会長 今日の追加案については文章がこなれていないところもあるかと思いますので、これも先ほどと同様、農林水産省と十分打ち合わせの上、修文したいと思いますし、修文した結果については、委員、専門委員の皆様にお示しして御了承をいただく、そういう手続を取りたいと思っております。

どうぞ。

佐藤専門委員 もう一点ですけれども、あくまでも国勢調査で農業集落調査の調査項目 が足りるということではない。

舟岡部会長 先ほども申しましたように、国勢調査の調査区をベースに各種の統計調査が標本調査の形で実施されておりますので、そういうものを活用する、あるいは事業所企業統計調査ですと、国勢調査の単位区と対応するようになっていますから、国勢調査の調査区とリンケージが何らかの形で付けば、事業所・企業統計調査等の結果や商業統計、工業統計の結果も活用できると思います。

他にいかがでしょうか。ここについても少し修文することとしますが、課題を記すこと はよろしいでしょうか。

椿臨時委員、何かございますか。

椿臨時委員 非常に重要なことで、課題に追加されることは賛成ですけれども、これは もちろん、農林水産省だけではなくて、国勢調査の部局と一体となってということと理解 してよろしいわけですか。

舟岡部会長 検討するときには、総務省統計局の協力も得る必要があるでしょうし、調査区の地理情報と農業集落の地理情報を重ね合わせて検討する試みは、統計局の協力も得て以前に行っています。過去と同様な作業には大変な予算と人員、手間暇がかかりますから、それ以外の方策も何か考えられないかとか、幅広に御検討いただくことになるかと思

います。よろしいですか。

この文章表現については、十分農林水産省と調整させていただきます。

以上、3点について、今後の課題として答申に記すことでよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

舟岡部会長 それでは、最後に、「1 承認の適否とその理由等」に戻っていただいて、 計画の承認の適否について御検討いただきます。

「(1)適否」において、今回調査の計画については、承認をして差し支えないと記載 しておりますが、これについてはこれまでの項目ごとに確認、御審議いただき、修正が必 要とした部分については、調査実施者がしかるべく修正を行うことを条件に差し支えない とするものであります。

なお、修正を行った結果については、総務省が調査要綱を承認する際に確認することと なっています。

本日、御審議いただいた答申案の承認の適否において、計画を承認して差し支えないことを本部会の審議の結論とすることについて御異議ございませんでしょうか。よろしいですか。

(「はい」と声あり)

舟岡部会長 それでは、いただいた幾つかの御意見を踏まえて部会長に修文をお任せい ただくとしまして、答申案についての検討はひととおり終了したことといたします。

なお、行政情報の統計への活用について、部会長報告をこれから作成しますので、これ についても委員、専門委員の皆様にお示しして御了承を得たいと考えております。

答申案について了承をいただきましたが、本日、出口委員、引頭専門委員、小田切専門委員が御欠席であります。本日の結果を踏まえて修正した答申案をお送りして、欠席された委員から答申案に対して意見が出された場合には、本日の部会の議論を踏まえて修正できるかどうかの判断については、私に御一任いただくということでよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

舟岡部会長 ありがとうございます。答申案を速やかに修正して、事務局から皆様にお送りしたいと思います。御了承いただきました答申案につきましては、来年 1 月 19 日開催予定の統計委員会におきまして、今回の部会の結果概要及び部会長報告とともに、私から報告することといたします。

当部会における 2010 年、世界農林業センサスの計画についての審議は、本日をもちまして終了となります。

11月から3回の部会にわたって精力的に審議を行っていただいた結果、本日の部会におきまして、答申案について御了承をいただくことができました。当部会の部会長として、出席者の皆様に厚く御礼申し上げます。

特に、臨時委員・専門委員の皆様におかれましては、それぞれの御専門の立場から答申 案を作成する上で極めて有益な御意見をいただきました。深く御礼申し上げます。

それでは、閉会といたします。ありがとうございました。